

令和4年度 沖縄DX促進支援事業 公募要領

【公募期間】

令和4年5月10日(火)～6月10日(金)

【事前相談期間】

令和4年5月10日(火)～令和4年6月6日(月)

【申請受付期間】

令和4年5月10日(火)～令和4年6月10日(金)

受付時間 9:00 ～ 17:00 月曜～金曜（祝祭日を除く）（時間厳守）
（12:00～13:00 を除く）

一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター



【問い合わせ先・提出先】

沖縄ITイノベーション戦略センター ビジネスマッチングセクション

沖縄DX促進支援事業事務局

大野、仲田、田中、城戸、平良

Mail: ait@isc-okinawa.org

電話番号：098-859-1831

【事業委託者】沖縄県商工労働部情報産業振興課

目次

| | |
|----------------------|----|
| 1. 事業の概要 | 3 |
| (1) 事業の目的 | 3 |
| (2) 事業の流れ | 4 |
| 2. 応募要件 | 4 |
| 3. 事業の具体的な内容 | 6 |
| (1) 事業期間 | 6 |
| (2) 補助率 | 6 |
| (3) 補助限度額 | 6 |
| (4) 補助対象外経費 | 6 |
| (5) 補助対象経費 | 7 |
| 4. 応募の手続き等 | 8 |
| (1) 公募開始日 | 8 |
| (2) 公募説明会の開催 | 8 |
| (3) 事前相談 | 9 |
| (4) 応募申請書の提出 | 10 |
| 5. 応募書類等 | 10 |
| (1) 応募書類 | 10 |
| (2) 提出部数 | 11 |
| (3) 申請に関する留意事項 | 12 |
| 6. 補助事業者の選定方法 | 13 |
| (1) 審査方法 | 13 |
| (2) 審査のポイント | 13 |
| (3) 採否決定の通知 | 14 |
| (4) その他留意事項 | 14 |
| 7. 補助事業の開始 | 14 |
| (1) 申請内容の公表 | 14 |
| (2) 交付決定の取り消し | 14 |
| (3) 補助金の支払い | 14 |
| (4) 補助金の経理 | 15 |
| (5) 事業の終了 | 15 |
| (6) その他 | 15 |
| 8. スケジュール（予定） | 15 |
| 9. その他留意事項 | 16 |
| 10. 本事業における利益等排除について | 17 |
| 11. 各種書類提出・問い合わせ先 | 18 |

1. 事業の概要

一般財団法人沖縄 IT イノベーション戦略センター（以下、「ISCO」という）では、沖縄県からの委託を受けて、「沖縄 DX 促進支援事業」を実施しています。当事業に関する補助事業者を、以下の要領で広く募集します。

(1) 事業の目的

沖縄県内の全ての産業における稼ぐ力強化のため、県内企業等が実施するデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）の推進に向けた取組に対して補助し、県内企業の DX を促進することで生産性の向上を図ることを目的とする。

なお、本補助金は、企業等の単なるデジタル化を支援するものではなく、データやデジタル技術のさらなる利活用によるビジネスモデルの変革など、DX の実現に向けて企業等が計画的に実施する取組に対して総合的に支援するものであることに留意すること。

○DX とは

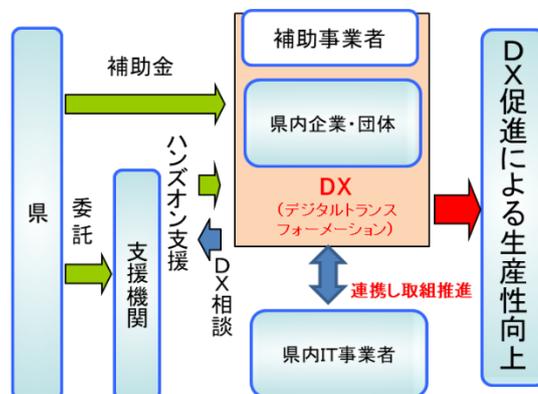
企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

○県内企業等

県内に本店を有する法人（ただし、県内情報通信企業を除く。）又は県内団体

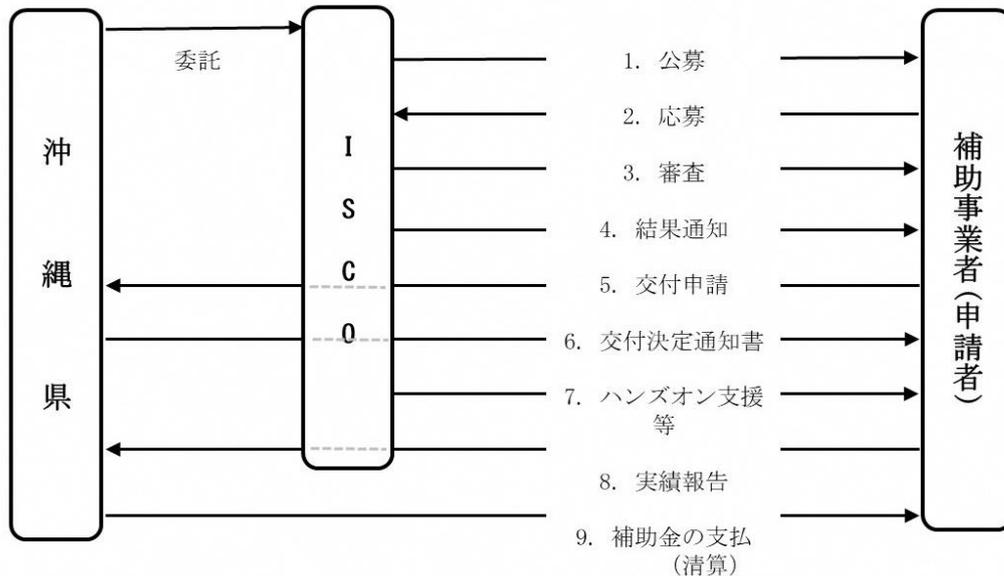
○県内情報通信企業

県内に本店、支店又は事業所を有し、コールセンター、情報サービス、コンテンツ制作、ソフトウェア開発、通信・ネットワーク又は情報通信関連サービスに分類される法人



(2) 事業の流れ

本事業の流れについては以下の通り。



1. ISCO は、本事業の目的に沿った事業（補助対象事業）を公募します。
2. 補助を希望する事業者は、ISCO に補助金申請に係る必要書類を提出します。
3. ISCO は、選定委員会を開催し採択候補者を審査します。
4. その結果を ISCO より通知します。
5. 採択候補者となった事業者は、ISCO を経由し沖縄県に交付申請書を提出します。
6. 所定の手続きを経て沖縄県が補助事業者を決定します（交付決定通知書）。
7. ISCO は、補助期間中（交付決定～2月末）、事業の進捗を確認するとともに助言等のハンズオン支援を実施します。
8. 事業終了後は ISCO を経由し沖縄県に実績報告を行います。
9. 沖縄県は、原則として8の実績報告に基づき補助金の交付を行います。（精算払い）

2. 応募要件

次に掲げる要件を全て満たす法人であること。

- (1) 沖縄県内企業であること。県内企業等とは、県内に本店を有する法人(ただし、県内情報通信企業を除く。)又は県内団体をいう。

※本事業において県内情報通信企業は、DX を推進するにあたっての連携先として位置づけているため、補助対象企業ではありません。(県内情報通信企業とは、県内に本店、支店又は事業所を有し、コールセン

ター、情報サービス、コンテンツ制作、ソフトウェア開発、通信・ネットワーク又は情報通信関連サービスに分類される法人をいう。)

- (2) 社内で DX に取り組む目的やビジョン、DX 推進に向けた取組内容や推進体制等が盛り込まれた DX 推進に関する計画を策定していること。(未策定の場合は応募に際して策定すること。) なお、DX 推進に関する計画は、単年度にとどまらず今後複数年にわたる取組とすること。
- (3) 本事業を遂行するにあたり申請者と連携する県内情報通信企業が、本事業において計画された取組を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- (4) 沖縄県内において、業務進捗状況又は業務内容に関する打合せに、迅速かつ円滑に対応できる体制を有すること。
- (5) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について、十分な管理能力を有していること。
- (6) 本応募要領及び企画提案仕様書に記載された趣旨をすべて了解する者であること。
- (7) 補助金適正化法等の関係法令遵守義務及び公金による補助事業を実施するにあたって義務が生じることについて承諾できること。
- (8) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項(※)の規定に該当しない者であること。
(参考) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
 - ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人ではないこと。
- (10) 応募者が法人税、法人事業税、法人県民税、法人市町村民税を滞納していないこと。

- (11) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (12) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (13) 労働関係法令を遵守していること。
- (14) 補助事業者は、沖縄県内で開催予定の以下の報告会にて経過を報告すること。
- ① 成果報告会：令和5年3月頃予定
- ※日時・会場の詳細は別途調整の上、採択者へ通知。
- ※中間報告を採択事業者に求めることがある。
- (15) 補助事業の実施期間及び補助事業終了後から5年間は、県やISCOの実施する調査、事例紹介、取材等に応じること。

3. 事業の具体的な内容

DXの推進によって自社の生産性向上を目指し、県内企業等が、県内情報通信企業と連携して実施するDXに向けた取組（以下「補助対象事業」という。）に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）の一部について予算の範囲内で補助金を支給する。

(1) 事業期間

交付決定の日から令和5年2月28日まで

(2) 補助率

補助対象事業費の9/10以内

(3) 補助限度額

10,000千円（消費税及び地方消費税は含まない）※補助件数10件予定

(4) 補助対象外経費

- ① 事業に係る自社の人件費
- ② 補助対象期間外に実施（契約・発注・支払等）した費用
- ③ 納品や履行の確認をせずに支払った費用
- ④ 他の用途でも使用できる汎用性の高い備品の費用（例：デジタルカメラ、PC、プリンター等）

ンタ等)

- ⑤直接収益の原価に当たる費用（例：販売商品の仕入等）
 - ⑥補助金の検査等を受けるための費用及び経理事務に要する費用
 - ⑦補助事業の報告書類の作成及び ISCO 主催の報告会等への出席等に要する費用
 - ⑧ISCO コーディネーター等とプロジェクトの事務調整を行うための費用
 - ⑨補助事業に使用するものと補助事業以外に使用するものが混在する場合で、補助事業に係る部分を明確に区分できないもの
 - ⑩子会社などの関連会社またはグループ会社、自社調達を行う場合の利益相当分
 - ⑪消費税、地方消費税等の租税公課
 - ⑫切手、はがき、株主優待券の購入等の換金性が高い有価物の購入費用
 - ⑬航空運賃発券手数料、事務手数料、金利手数料及び振込手数料（国内外）
 - ⑭プロジェクト実施との関わりが認められない費用
 - ⑮プロジェクト推進の実質的な主体を委託する費用
 - ⑯補助期間終了近くに発注または購入したもので、補助期間内での使用及び消費が見込めない費用
 - ⑰航空運賃に含まれるオプション（クラス J など）相当料金
 - ⑱その他、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ※上記は対象外経費の例示であり、採択後事業執行にあたっては県及び ISCO に確認のうえ取組を進めること。

(5) 補助対象経費

補助対象経費区分、補助率及び補助上限額

| 補助対象経費区分 | | 補助率 補助上限額 |
|-------------------------|--|----------------------|
| (1) データ・デジタル技術の活用に要する経費 | ア ソフトウェア導入費 イ クラウドサービス利用費 ウ システム構築費 エ 機械装置購入費 (ただし、ソフトウェアと連動し機能するものであり、ソフトウェアの利用に必要な不可欠な装置に限る) | 9/10 以内 10,000 千円 |

| | | |
|-------------------------------------|---|--|
| | オ 機器リース料 カ 導入機器の運搬費 キ データ購入・加工費 ク その他知事が必要と認める 経費 | |
| (2) 社内 DX 啓発に係る 外部講師招聘に要する 経費 | ア 謝金 イ 講師旅費 ウ その他知事が必要と認める 経費 | |

※消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

※経費区分(2)への計上額は、補助対象経費総額(税抜額)の10%を上限とする。

4. 応募の手続き等

- (1) 公募開始日 令和4年5月10日(火) ※インダストリンク HP にて資料を公開
- (2) 公募説明会の開催

①日時及び場所

公募説明会(会場開催)

- ・那覇会場：5月12日(木) 13:30～15:00

沖縄県産業支援センタービル(沖縄県那覇市字小禄1831番地1)

※那覇会場のみオンライン配信有

- ・石垣会場：5月13日(金) 13:00～14:30

大濱信泉記念館(沖縄県石垣市登野城2-70)

- ・宮古会場：5月16日(月) 13:00～14:30

宮古島 ICT 交流センター(沖縄県宮古島市下地字上地472番地39)

令和4年度「沖縄 DX 促進支援事業」では、新型コロナウイルス感染拡大のリスクを回避する観点から、集合型の公募説明会の開催は人数制限を設けております。

説明会の内容をまとめた映像を公開しますのでご活用下さい(5月17日公開予定)。

<https://industlink.jp/news/1650531113>



(3) 事前相談

本補助事業への応募にあたっては事前相談窓口を設けております（予約制）。
事前予約のうえ、申請方法などご相談下さい。

①事前相談期間 令和4年5月10日（火）～6月6日（月）

※事前相談受付窓口期間終了：令和4年6月6日（月）正午

②予約方法

■web 予約

インダストリンク上の「事前相談申込み」より、申し込み

<https://industlink.jp/news/1650531113>

■メールで予約

連絡先「11 各種書類提出・問合せ先」のとおり

※日程に関しては担当者よりメールで連絡いたします。

③留意点

ア 事前相談日は5月10日から6月6日正午までの期間内で設定し、以下の時間帯とする。

【事前相談対応可能時間】

月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 10:00～17:00（12:00～13:00を除く）

※事前相談期間の終了間近や相談希望日直前の連絡については、希望の日時の予約を調整することが難しい場合があります。あらかじめご了承ください。

イ 事前相談は、1事業者につき2回までとする。

ウ 1回の相談時間は30分以内とする。

エ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、原則として相談の形式はweb打合せの形式とします（Zoomを利用）。日時が確定したのちに、ご指定のメールアドレスに事務局から会議ルームの招待状を送信します。当日のweb会議はこのルームを利用して行います。事前に音声と映像の環境確認をお願いします。

※web 会議の対応が不可の場合には ISCO 小禄事務所（産業支援センタービル 5F 502 号室）においても相談を承ります。

(4) 応募申請書等の提出

応募申請書等の提出は、次により持参又は郵送により行うこと。ただし、郵送の場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、受付期限内に到着するよう送付すること。

- ① 受付期間 令和4年5月10日(火)～令和4年6月10日(金) 17時まで
【必着】

※上記の受付時間以外での申請書等の受付は致しませんので、ご注意ください。

- ② 受付時間 月曜日～金曜日(祝祭日を除く) 9:00～17:00 (12:00～13:00を除く)
③ 提出書類 「5 応募書類等」に定める書類
④ 受付先及び問い合わせ先 「11 各種書類提出・問合せ先」のとおり

5. 応募書類等

(1) 応募書類

① 申請書類

ア 応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・(様式第1号、(別紙1)～(別紙3))

イ 添付様式・・・・・・・・・・・・・・・・

(ア) 自社の課題及びデジタル技術を活用した今後の経営方針・様式①

(イ) 事業実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・様式②

(ウ) 具体的な取組内容・・・・・・・・・・・・・・・・様式③

(エ) 本事業の実施により見込まれる効果・・・・・・・・・・様式④

(オ) 本事業の実施により見込まれる今後のビジネス展開 様式⑤

(カ) 連携するIT企業の概要及び実績・・・・・・・・・・様式⑥

(キ) 経費積算内訳・・・・・・・・・・・・・・・・様式⑦

(ク) DX推進に関する計画(概要)・・・・・・・・・・様式⑧

(ケ) 補助金等公的事業・制度の申請及び採択状況・・・・ 様式⑨

ウ その他補足説明資料

(会社案内、これまで社内で実施したDXの取組に関する資料等)・・任意

※申請書に記載する内容については、今後の事業執行の基本となるため、提案の事業費総額内で実現が可能な範囲で記載すること。

※補助対象候補者として決定した場合であっても、応募者の都合により記載された内容に大幅な変更が生じる場合は、補助金を交付しないことがある。

※申請書類一式は、インダストリンクからダウンロードできます。

<https://industlink.jp/news/1650531113>

②添付書類

- ア 誓約書
- イ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）※応募日の3ヶ月以内に取得したもの。
- ウ 定款
- エ 直近3事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類
- オ 直近3ヶ年の法人税、法人事業税、法人県民税、法人市町村民税に係る納税証明書
- カ 補助対象経費積算根拠資料
- キ 県内情報通信企業の登記簿謄本 ※応募日の3ヶ月以内に発行されたもの
- ク DX 推進に関する計画
(本要領 p10 「(1)応募書類 ①申請書類 (ク)」の様式⑧は計画概要の記載であるため、DX 推進に関する計画本体を添付すること。)

<参考：取得機関>

| | |
|--------------------|----------------|
| 法人税（証明書の種類「その3の3」） | 税務署 |
| 法人事業税、法人県民税 | 県税事務所 |
| 法人市町村民税 | 市役所・町村役場の税担当窓口 |

③ その他書類

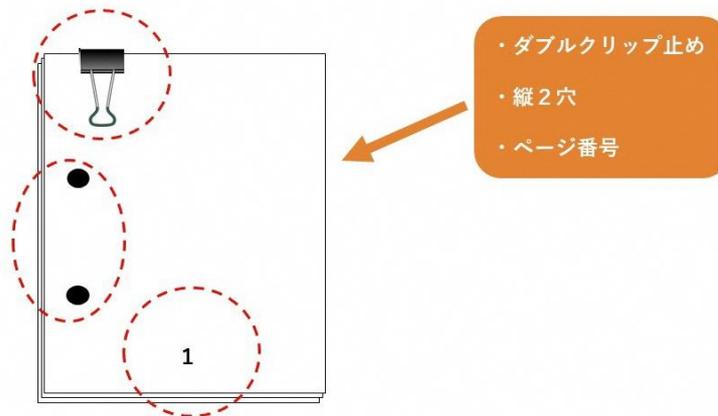
申請書類チェックシート ※提出部数：1部

(2) 提出部数

① 紙媒体5部（正本1部、副本（複写）4部）

※ 申請書類は原則としてA4判（縦）、左綴りとし、様式1を1ページ目として通しページを中央下に必ず打ち、左上をダブルクリップで留めること。ステープラ（ホッチキス）止めや製本は行わないこと。

※ 正本・副本ともに左側に縦2穴で穴を開け、部単位でダブルクリップ止めしてください（ゼムクリップ不可、ホチキス止め不要、ファイルつづり不要）。



※ 申請書類、添付資料は全てA4サイズとし、A4サイズでない場合は、コピーしA4サイズに貼付けするなど用紙サイズを統一した上で提出をお願いします。

② 電子媒体1部

応募書類正本一式をPDFデータ化し、CD-R等に格納のうえ提出すること。
原則としてPDFデータは、応募書類一式をカラーにて1ファイルにまとめて格納すること。なお、PDFデータについては、選定委員会委員配布用に用いることを想定している。

(3) 申請に関する留意事項

- ① 本事業以外の国・県などの公共団体またはそれらに準ずる公的補助制度による補助事業（委託事業を含む）に採択されたプロジェクト（事業内容や経費が重複しているもの）は補助対象にならず、審査の対象から除外する。また、採択後において重複が認められた場合は、本事業の採択や決定は取り消されることがある。
- ② 応募書類に不備等がある場合には審査の対象とならないことがあるため、申請書様式に従い記入を行うこと。なお、審査を行う上で追加資料の提出を求められることがある。
- ③ 提出された申請書類、添付資料等は返却しない。なお、これらの書類は審査の目的のみに使用し、すべての内容を機密保持する。
- ④ 補助金交付額について、審査の結果等により減額して交付決定することがある。また、交付決定額は、補助の限度額（上限額）を明示するものであり、補助金支払額を約束するものではない。

6. 補助事業者の選定方法

(1) 審査方法

① 第一次審査（書類審査）

- ア ISCO において、書類審査や必要に応じてヒアリングを実施し、応募要件を満たしているか等を審査する。
- イ 第一次審査の結果は、令和4年6月中旬（15日頃）に電子メールで送信した後、追って書面にて通知する予定であり、選定された事業者に対しては、第二次審査（プレゼンテーション審査）の場所と時間を通知し、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知する。

② 第二次審査（プレゼンテーション審査）

- ア 外部有識者等により構成する選定委員会において、応募者自ら企画提案書の内容や経費等についてプレゼンテーションを行った後、選定委員会にて、その内容等を審査し、提案内容の優れた順で順位をつける。なお、一定水準を満たした提案がないと判断された場合には該当者なしとする。
- イ 選定委員会において高い評価を受けた事業については、当該審査結果を踏まえ採択候補者とし、採択候補者は県に補助金交付申請書を提出する。県における所定の手続きを経て候補者に対して交付決定を通知する。
- ウ プレゼンテーションを行う時間帯については、後日連絡する。
- エ プレゼンテーションに際しては、審査員が容易に理解できるよう、図表やグラフ、イラスト等を用いるなど工夫し、簡潔・明瞭に説明すること。
- オ 補助金額については、提案内容や審査順位等に応じて変更（減額）になる場合がある。

(2) 審査のポイント

審査においては、次の評価基準に基づいて総合的な評価を行う。

① 適合性

- ・申請内容が、単なるデジタル化ではなく、DXに向けた取組（ビジネスモデルや組織の変革等）となっているか。
- ・社内でDXに取り組む目的やビジョン、DX推進に向けた取組内容や推進体制等が盛り込まれたDX推進に関する計画が策定されているか。

② 実現性

- ・本事業のスケジュールが適切であり、社内の実施体制や財政基盤などの必要な業務遂行能力を有しているか。

③ 具体性

- ・ 県内 IT 企業との連携内容が具体的であるか。
- ・ 申請企業におけるデジタル技術の活用及びデータ活用策が具体的であるか。
- ・ 本事業の実施により具体的にビジネス変革や生産性の向上が見込まれるか。
- ・ 申請企業において、デジタル技術を活用した今後の経営方針が具体的か。

④ 妥当性

本事業を遂行するに当たり、妥当な積算となっているか。

(3)採否決定の通知

第二次審査の後、ISCO から申請者に対して、採択・不採択の結果を通知する。
審査結果の通知後は、採択候補者は ISCO と補助金交付申請についての調整を行う。

(4)その他留意事項

審査は非公開で行いますので、審査結果や、審査の経過等に関する問い合わせには一切応じられませんので、予めご了承ください。

7. 補助事業の開始

県からの補助金交付決定後に事業を開始することになります。以下の点にご留意下さい。

(1) 申請内容の公表

交付決定を受けた事業については、申請者の事業者名、事業テーマ、事業の概要等を公表することがある。なお、公表する内容については、事前に調整を行う。

(2) 交付決定の取り消し

申請内容の虚偽、補助金の重複受給等が判明した場合は、交付決定後であっても交付決定を取り消し、補助金の返還請求、罰則の適用が行われることがある。

(3) 補助金の支払い

本事業における補助金の交付は、補助期間終了時に提出する実績報告書に基づき、精算払いを行うことを原則とする。

(4) 補助金の経理

補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業期間の終了年度の翌年度以降5年間保存する必要

がある。

(5) 事業の終了

①実績報告書の提出

本補助事業が完了したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は令和 5 年 3 月 15 日のいずれか早い日までに、事業報告書（第 8 号様式）（A4 判）等事業成果が分かる資料を収めた電子媒体及び正本 1 部を提出すること。

【提出先】「11 各種書類提出・問い合わせ先」のとおり

②取得財産の管理

本補助事業により取得し、又は効用が増加した財産の所有権は補助事業者にあるが、この財産の処分については一定の制限がある。また、これら財産を処分したことにより当該補助事業者収入があったと認められるときは、その収入に相当する額の全部又は一部を沖縄県に納付すること。

③事業成果報告書の提出

補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、毎会計年度終了後 60 日以内に当該補助事業に係る過去 1 年間の事業成果状況について、事業成果報告書（第 15 号様式）を知事に提出すること。

③ 産業財産権に関する届出

補助事業者は、補助対象事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく財産権届出書を知事に提出すること。

(6) その他

補助事業の遂行にあたっては ISCO 及び沖縄県と随時協議を行いその指示に従うこと。

8. スケジュール（予定）

- (1) 公募開始、質問受付開始 令和 4 年 5 月 10 日（火）
- (2) 公募期間 令和 4 年 5 月 10 日（火）～6 月 10 日（金）
- ～公募説明会～
- 那覇市：5 月 12 日（木） 沖縄県産業支援センター展示場
（沖縄県那覇市字小緑 1831 番地 1）

石垣市：5月13日（金） 大濱信泉記念館（沖縄県石垣市登野城 2-70）

宮古島市：5月16日（月） 宮古島 ICT 交流センター

（沖縄県宮古島市下地字上地 472 番地 39）

- | | |
|----------------|-------------------|
| (3) 事前相談受付終了 | 令和4年6月6日（月）正午 |
| (4) 応募書類提出期間終了 | 令和4年6月10日（金）17：00 |
| (5) 第一次審査結果通知 | 令和4年6月15日（水） |
| (6) 第二次審査 | 令和4年6月22日（水） |
| (7) 第二次審査結果通知 | 令和4年6月22～24日予定 |
| (8) 交付決定 | 令和4年7月1日（金）予定 |

9. その他留意事項

- (1) 以下のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ① 提出期限を過ぎて応募書類が提出された場合
 - ② 応募した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ③ 応募要領に違反すると認められる場合
 - ④ その他担当者が予め指示した事項に違反した場合
 - ⑤ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ⑥ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合
 - ⑦ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な変更及び ISCO が指示した場合を除き、原則として認めない。
- (4) 応募申請書の作成や送付に要する経費等、本事業の応募に係る経費は応募者の負担とする。
- (5) 提出された応募申請書等については返却しない。
- (6) 補助事業者の選定に関する審査内容や経過等については、公表しない。また、審査の結果（不採択の理由等）に関する問い合わせには一切応じない。
- (7) 補助事業者の選定に当たっては、提案された内容等を総合的に評価し決定する。そのため、事業を実施するに当たっては、ISCO 及び沖縄県と協議して進めていくものとし、提案された内容すべてを実施することを保証するものではない。
- (8) 補助事業の実施において、検討すべき事象が生じた際には、沖縄県、ISCO、補助事業者とで協議するものとする。協議結果、補助事業の内容を応募時の計画から一部変更することもある。
- (9) 当該事業による直接的収益が生じたと認められるときには、当該申請事業者に対し、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を県に納付させる場合がある。

- (10) 事業終了後の動向や波及効果等について、フォローアップ調査を行うことがあるので協力すること。

10. 本事業における利益等排除について

本補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達または関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めるものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の(1)～(4)の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条（大蔵省令第59号）で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いるものとする。

- (1) 補助事業者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合
- (3) 補助事業者の関係会社（上記（2）を除く）
- (4) 企業連携において、過年度の連携体に属している会社

2 利益等排除の方法

(1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価を示すものとする。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 補助事業者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。

11. 各種書類提出・問い合わせ先

〒900-0004

沖縄県那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター505号室

一般財団法人沖縄 IT イノベーション戦略センター (ISCO)

担当：大野、仲田、田中、城戸、平良

Mail：ait(at)isc-okinawa.org ※(at)は@に置き換えてください。

TEL：098-859-1831

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）9時から17時（12時から13時を除く）